

企画競争実施の公示

平成28年6月20日

分任支出負担行為担当官 九州地方整備局
川内川河川事務所長 坂元 浩二

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名：平成28年度川内川子ども環境ネットワーク支援業務

(2) 業務内容

本業務は、川内川流域の子どもたちや住民団体等が行う身近な川の水生生物調査やゴミ調査の補助を行うとともに「川内川子ども環境ネットワーク」における発表会の運営を補助し、河川愛護意識や環境意識を高めることを目的とする。

主な補助内容としては、現地での水生生物調査やゴミ調査実施時における調査器具の事前準備や片付け、調査の補助、安全管理、発表会における会場設営等を行うものである。

(3) 履行期間 契約締結の翌日から平成29年2月28日まで

2. 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 企画提案書の提出時において、平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供等」（のうち「調査・研究」）において、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

(3) 企画提案書の提出期限の日から契約締結日までの期間に、九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。

ただし、手続開始の申し立てがなされている者においては、以下の①及び②の要件を満たす場合、参加資格を有するものとする。

①手続開始の決定を受けていること。

②手続開始の決定後、以下のア）～ウ）を競争参加資格申請場所のいずれか1箇所に提出していること。

ア）更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（鮮明であれば写しでも可）

- イ) 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合には、それを証明する書類（鮮明であれば写しでも可）
- ウ) 上記イ) に伴う競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）
- (5) 企画提案書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
- ①資本関係
- 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更正会社又は更正手続きが存続中である場合は除く。
- ア) 親会社と子会社の関係にある場合
- イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- ②人的関係
- 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし（イ）については、会社の一方が更正会社又は更正手続きが存続中の会社である場合は除く。
- ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- (6) 競争参加資格の申請の時期及び場所については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成27年12月24日付け官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。
- (7) 平成18年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、下記に示す「同種又は類似業務」について1件以上の実績を有すること。
- ・同種業務：水生生物調査業務
 - ・類似業務：底生生物調査業務
- (8) 配置予定管理技術者は、平成18年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、下記に示す「同種又は類似業務」について1件以上の実績を有すること。
- ・同種業務：水生生物調査業務
 - ・類似業務：底生生物調査業務
- (9) 九州地方整備局管内に本店・支店又は営業所等が存在すること。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者またはこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (11) 企画競争実施にかかる説明書の交付を直接受けた者であること。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒895-0075 鹿児島県薩摩川内市東大小路町20番2号
九州地方整備局 川内川河川事務所 経理課契約係
電話0996(22)3272 FAX0996(22)6907

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成28年6月20日から平成28年6月30日までの、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。場所は(1)に同じ。

説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限：平成28年6月30日17時00分

提出場所：(1)に同じ。

提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）によること。

(4) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

ヒアリング 無

但し、企画提案書の内容について担当部局より質問する場合がある。

4. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 企画競争実施委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。

(5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。

(6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。

(7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(8) その他の詳細は企画競争実施にかかる説明書による。